

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2026 年 8 月 24 日

株式会社オルトプラス

2026 年 8 月 24 日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
株式会社オルトプラス
代表取締役 石井武

当社は、株式会社オルトプラス分割準備会社（本店所在地：東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号。以下「承継会社」といいます。）との間で、2026 年 7 月 30 日付で締結した吸収分割契約（その後の変更を含みます。）に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社のエンターテインメント&ソリューション事業に関する権利義務の一部を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

別紙 1 のとおりです。

2. 吸収分割の対価についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

本件分割に際して、承継会社から当社に対して、株式、金銭その他の対価の交付を行いません。これは、承継会社が当社の完全子会社であることから相当であると判断しております。また、本件分割に際して承継会社の資本金及び資本準備金の額は変動しません。

3. 吸収分割会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

承継会社については、設立後の最初の決算期が未到来のため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は別紙2のとおりです。

- (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象(会社法施行規則第183条第5号イ)

- ① 当社は、2025年11月20日開催の当社取締役会において、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による株式会社オルトプラス第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）並びにG Future Fund 1号投資事業有限責任組合（以下「G ファンド」といいます。）、石井武氏（以下「石井氏」といいます。）及び岡崎太輔氏（以下「岡崎氏」といい、EVO FUND、G ファンド、石井氏及び岡崎氏とあわせて個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による株式会社オルトプラス第12回新株予約権（以下、第11回新株予約権とあわせて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行並びに本新株予約権の買取契約又は総数引受契約を各割当予定先との間でそれぞれ締結することを決議しました。

なお、本件は、2025年12月25日開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本資金調達による大規模な希薄化等の議案が承認されることを条件としておりましたが、本定時株主総会で承認可決されました。

- ② 当社は、2025年11月20日開催の当社取締役会において、株式会社オカザキホールディングス（以下「オカザキホールディングス」といいます。）と資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を以下「本資本業務提携」といいます。）を締結し、オカザキホールディングスの株主であり代表取締役でもある岡崎氏が保有する株式の一部を譲り受けること及び同社が実施する第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を引き受ける方法により同社株式を取得することで合意し、払込期日を2026年4月とする本第三者割当増資を

通じて、オカザキホールディングスの普通株式 1,600 株を取得する予定でした。しかしながら、当社の資金調達の状況を踏まえて、本第三者割当増資について、払込みを 2 回に分けること、具体的には、

- (i)払込期日を 2026 年 4 月 27 日とする第三者割当増資（以下「本第三者割当増資①」といいます。）を通じて、オカザキホールディングスの普通株式 800 株を取得し、
- (ii)払込期日を 2026 年 12 月（予定）とする第三者割当増資を通じて、オカザキホールディングスの普通株式 800 株を取得することに變更いたしました。

なお、株式譲受及び本第三者割当増資①引受けによって、オカザキホールディングスは当社の持分法適用関連会社となりました。

- ③ 当社は、2025 年 11 月 20 日開催の取締役会において、2026 年 2 月 28 日を効力発生日として、2025 年 9 月 30 日現在の当社の資本金の額 184,466,117 円を 174,466,117 円減少して 10,000,000 円とし、また、資本準備金の額 184,466,116 円を 174,466,116 円減少して 10,000,000 円とする（なお、当社が発行している新株予約権が、当該効力発生日までに行使された場合、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分をそれぞれ合わせて減少し、それらの減少額全額をその他資本剰余金に振り替える）こと、及びその他資本剰余金 480,221,643 円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当することについて本総会に付議することを決議いたしました。

なお、本件は、本定時株主総会において承認されることを条件としておりましたが、本定時株主総会で承認可決されました。

- ④ 当社は、2026 年 7 月 30 日開催の取締役会において、2026 年 9 月 30 日を効力発生日として、2026 年 6 月 30 日現在の当社の資本金の額 164,337,500 円を 154,337,500 円減少して 10,000,000 円とし、また、資本準備金の額 164,337,500 円を 154,337,500 円減少して 10,000,000 円とする（なお、当社が発行している新株予約権が、当該効力発生日までに行使された場合、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分をそれぞれ合わせて減少し、それらの減少額全額をその他資本剰余金に振り替える）ことについて 2026 年 9 月 25 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

- 6. 吸収分割の効力発生日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

当社及び承継会社は、本件分割の効力発生日以後、それぞれ資産の額が負債の額を上回

る見込みであり、また、本件分割の効力発生日以後の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されてお
りません。したがって、本件分割の効力発生日後においても、債務の履行の見込み
について問題はないものと判断しております。

以上

(別紙 1)

吸収分割契約書

株式会社オルトプラス（以下「甲」という。）及び株式会社オルトプラス分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲がエンターテインメント&ソリューション事業（以下「本事業」という。）について有する権利義務を、乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、本効力発生日（第 5 条において定義する。以下同じ。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、本事業に関して有する第 3 条第 1 項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社オルトプラス

住所：東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社オルトプラス分割準備会社

住所：東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号

第 3 条（承継する権利義務）

1. 本吸収分割により乙が甲から承継する資産、債務その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、本効力発生日において甲が本事業に関して有する資産及び権利、本事業に関して負担する債務及び義務、並びに本事業に関して有する契約上の地位（詳細は別紙の承継権利義務明細表に定める）とする。
2. 前項の規定により乙が甲から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。
3. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、本効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。

第 4 条（分割対価）

乙は、甲に対し、乙が本吸収分割に際して承継する権利義務の対価として金銭等の交付を

行わない。

第5条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2026年10月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。
但し、甲及び乙は、協議の上、合意により本効力発生日を変更することができる。

第6条（分割承認決議）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議を得る。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第7条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日までの間において、本吸収分割の履行に必要な法令に定める許認可等が得られなかった場合、又は本吸収分割の実行に支障をきたすおそれが生じた場合には、協議の上、本吸収分割の条件を変更し又は解除することができる。

第8条（競業避止義務の免除）

甲は、乙が承継する本事業に関して、乙に対して一切の競業避止義務を負わないものとする。

第9条（公租公課等の負担）

乙が本吸収分割により甲から承継する権利義務に関する公租公課及び保険料等は、本効力発生日の前日までは甲が、本効力発生日以後は乙が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第10条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関して必要な事項は、本吸収分割の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

以上

本契約の締結を証するため、本契約書の電磁的記録を作成し、甲及び乙がそれぞれ電子署名を施し、各自当該電磁的記録を保有する。

2026 年 7 月 30 日

甲： 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
株式会社オルトプラス
代表取締役 石井武

乙： 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
株式会社オルトプラス分割準備会社
代表取締役 石井武

別紙 承継権利義務等明細書

承継権利義務等明細書

本吸収分割により乙が甲から承継する資産、負債、権利義務等は、甲が本効力発生日において本事業に関して有するもののうち、次に掲げるものとする。

1. 承継する資産

① 流動資産

本事業に属する流動資産（ただし、以下に掲げるもの及び別途甲乙間で書面により合意したものを除く。）

- ・現金および預金
- ・短期貸付金
- ・未収消費税等

② 固定資産

本事業に属する固定資産（ただし、以下に掲げるもの及び別途甲乙間で書面により合意したものを除く。）

- ・投資有価証券
- ・関係会社株式

2. 承継する債務

① 流動負債

本事業に属する流動負債（ただし、以下に掲げるもの及び別途甲乙間で書面により合意したものを除く。）

- ・未払法人税等
- ・未払事業所税等

② 固定負債

本事業に属する固定負債（ただし、以下に掲げるもの及び別途甲乙間で書面により合意したものを除く。）

- ・繰延税金負債

3. 承継する契約その他の権利義務（雇用契約を除く。）

本事業に関して甲が締結した契約に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（但し、以下に掲げる契約に係るものを除く。）

- ① 法令又は契約上承継できない契約
- ② グループ会社の経営管理事業に必要な外部委託先との契約
- ③ 役員賠償責任保険に関する契約
- ④ 上記のほか、甲が引き続き保有する必要がある契約

4. 承継する雇用契約

本吸収分割の本効力発生日において本事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（但し、甲において引き続き保有する必要がある契約を除く。）

以上



(別紙 2)

承継会社の成立の日における貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	30,000	資本金	30,000
資産合計	30,000	純資産合計	30,000